

第 6 8 号議案

足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例

足立区竹ノ塚駅中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 0 年足立区条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に改め、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「法第 5 9 条の 2 第 1 項」の次に「又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 1 8 条第 1 項の規定により特定行政庁が許可した建築物」を、「建築物」の次に「（地区の区分のうち沿道地区－B－1 及び沿道地区－B－2 の区域内の建築物を除く。）」を加え、同項を同条第 6 項とする。

第 7 条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「第 1 0 5 条第 1 項」の次に「並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 8 条第 1 項」を加え、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。